

第2次 山形県再犯防止推進計画



東北矯正管区
マスコットキャラクター
「管くまちゃん」



やまがた法務少年支援センター
マスコットキャラクター
「コジラ」

令和8年3月

山 形 県

はじめに

本県では、令和元年5月に「山形県再犯防止推進協議会」を設置し、令和3年3月に、本県の実情や関係団体の取組等に基づいた「山形県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止施策を進めてまいりました。

この間、政府では「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定した「第2次再犯防止推進計画」に沿って、刑務所からの出所者等の地域内での更生を重視し、地方公共団体の取組みを後押ししてきたほか、令和7年6月から個々の特性に応じた柔軟な指導や作業を可能とする「拘禁刑」を導入し、再犯防止に特化した教育の充実などの取組みが進められております。

一方で、山形県における刑法犯再犯者率は40.1%と2年連続で全国一低い率となっておりますが、犯罪をした者等を取り巻く環境は変化しており、新たに生じた課題等への対応も求められております。

県では、こうした状況を踏まえ、今後も犯罪をした者等が円滑に社会の一員として活躍できるよう、更には県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする「第2次山形県再犯防止推進計画」を新たに策定いたしました。

本計画では、基本目標である「地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、社会的に孤立することなく安心して暮らせる山形県の実現」に向けて、「就労・住居の確保等」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等」、「社会的な孤独・孤立を防ぐための相談体制の構築、民間協力者の活動の促進と県民理解の深化」など6つの施策の柱と13の基本的方向を掲げ、再犯防止の取組みを総合的に進めていくこととしております。

今後は、本計画に基づき、山形県再犯防止推進協議会を軸に市町村や関係者と連携しながら施策を展開してまいりますので、皆様の格別の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました山形県再犯防止推進協議会の関係者の皆様をはじめ、御尽力を賜りました多くの皆様方に心から感謝申し上げます。

令和8年3月



山形県知事 吉村美栄子

目 次

はじめに	
第1章 計画の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画に基づく再犯防止施策の対象者	
4 計画の期間	
第2章 計画策定の背景	2
1 再犯者率等の推移	
2 犯罪に関する現状	
3 再犯防止に係る状況	
第3章 計画の基本方針等	10
1 基本方針	
2 基本目標	
3 成果目標	
4 施策の展開方法	
第4章 施策の柱と具体的施策	
I 就労・住居の確保等	12
1 就労の確保等	
2 住居の確保等	
II 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	18
1 高齢者又は障がいのある者等への支援等	
2 薬物等の問題を抱える者への支援等	
III 学校等と連携した修学支援・非行防止等	23
1 学校等と連携した修学支援の実施等	
2 学校等と連携した非行防止の実施等	
IV 犯罪をした者等の特性等に応じた効果的な指導の実施等	29
1 特性に応じた効果的な指導の実施等	
2 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援	
V 社会的な孤独・孤立を防ぐための相談体制の構築、民間協力者の活動の促進と 県民理解の深化	34
1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築	
2 ボランティア等民間協力者の活動への支援	
3 広報・啓発活動の推進	
VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進	41
1 国・市町村・民間団体等との連携強化	
2 市町村や地域における取組の促進	
第5章 計画の推進体制等	43
1 推進体制	
2 進捗管理	
参考資料	
1 再犯の防止等の推進に関する法律（概要版）	44
2 国再犯防止推進計画（概要版）	46
3 山形県再犯防止推進協議会設置要綱	48
4 山形県再犯防止推進協議会の関係機関、民間団体の紹介	50
5 山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議設置要綱	56
6 用語の説明	58